

全年齢
対象!

自転車乗車用ヘルメット 着用促進補助金!

申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで（必着）

※予算状況等により期限前に締め切ることがあります。購入後速やかに申請ねがいます

対象となる方

- 1 市内に住民登録があり、居住している方
※18歳までの児童生徒等は保護者を申請者とします
- 2 令和8年4月1日以降にヘルメットを購入された方
※対象者1人につき1個限り。過去に補助を受けた方を除く



対象となるヘルメット

- 1 安全基準に適合した**新品**の自転車乗車用ヘルメット
安全基準認証マーク：SG、JCF、CE（EN1078）、GS、CPSC
- 2 対象者の個人用に使用されるヘルメット

補助金額

自転車乗車用ヘルメットの購入に要した費用の2分の1、上限2,000円

※ポイント利用、値引き、送料等は対象外

（補助例）

- ①本人支払額が3,850円の場合
 $3,850円 \times 1/2 = 1,925円 \Rightarrow 1,900円$
個人負担額は 1,950円 となります。
- ②本人支払額が4,400円で、300円分のポイント利用がある場合
 $(4,400円 - 300円) \times 1/2 = 2,050円 \Rightarrow 2,000円$ （補助上限）
個人負担額はポイント分を含め 2,400円 となります。



購入の仕方

市内の販売店、インターネット店舗等で「安全基準に適合した新品の自転車乗車用ヘルメット（認証マーク付き）」を購入し、領収証（児童生徒等の保護者名又は本人名、領収日、領収金額、購入先、ヘルメットメーカー及び型番が記載されたもの）をもらってください。

詳しい購入方法や申請方法は、裏面を見てください

【お問い合わせ先】

豊川市役所 人権生活安全課交通安全防犯係 電話 0533-89-2149
窓口対応 月曜から金曜 8:30~17:15（年末年始、祝日を除く）



補助金の申請から交付まで

市内の販売店、インターネット店舗等で **新品** の自転車乗車用ヘルメットを購入します。あわせて領収証をもらいます。

注意

- 令和8年4月1日以降に購入したヘルメットであること
 - ヘルメットが安全基準を満たした「**認証マーク付き**」であること
- 安全基準認証マーク：SG、JCF、CE(EN1078)、GS、CPSC

下記①～④を人権生活安全課窓口(市役所北庁舎2階)へ提出します
※3月31日必着 郵送可

※予算状況等により期限前に締め切る場合があります。購入後速やかに申請ねがいます

【申請に必要な書類】

①豊川市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付
申請書兼請求書(様式第1号)

- ※18歳までの児童生徒等のヘルメットは保護者が申請してください。
- ※様式は豊川市人権生活安全課のホームページに掲載してあります。

②販売店等が発行した領収証の写し

- ※児童生徒等の保護者名又は本人名、領収日、領収金額、購入先、ヘルメットメーカー、型番の記載があること
- 記載がない場合は購入明細等の写しを併せて提出
- ※(適格)請求書や明細書だけでは受付できません。



HPはこちらから

③ヘルメット着用者の身分証明書 (提示してください)

- ※住所・氏名・生年月日が確認出来るものに限りです。
- 例) マイナンバーカード、運転免許証、医療費受給者証等

④申請者の振込先口座がわかる通帳、キャッシュカード等 (提示してください)

郵送等で提出する場合は③④の写しを併せて提出してください。
支所では提出できません。

申請書類を審査後、申請書記載の住所に交付決定通知書を郵送します

交付決定通知書が郵送で到着します

補助金が指定口座に振り込まれます

豊川市 ヘルメット 補助



この補助金の一部は、「愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金」を受けています